令和３年度長野県商圏調査業務委託仕様書

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う令和３年度長野県商圏調査業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　業務名

令和３年度長野県商圏調査業務

２　目的

本業務は、長野県内公立中学校の２年生の家庭を対象に調査を行い、その結果を基に「長野県の商圏動向」、「地域別商圏動向」、「県内消費者の県外への流出」、「通販・ネット販売の利用」、「業態別利用店舗」、「インターネットを利用した買物状況」等を調査・分析するものである。

３　委託期間

委託契約の締結日から令和４年３月 15 日までとする。

４　業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1)　調査

①　調査は、県内公立中学校の中学２年生の家庭における調査票記入方式とする。

②　調査期間は、令和３年 10 月 22 日（金）から令和３年 11 月４日（木）を予定しているが、委託者と打ち合わせの上決定する。

③　調査対象世帯抽出率は、令和３年４月１日現在の長野県内全世帯数（長野県人口推計による）の１％程度とする。調査対象の公立中学校は 186 校とし、各校原則として１学級とするが、委託者と打ち合わせの上決定する。

なお、調査実施については、時系列や地域での比較分析を行うため、旧市町村圏域（平成 15 年８月 31 日における市町村圏域。ただし、山口村を除く。）の市町村圏域での実施とする。

④　受託者は、本業務を実施するにあたり必要となる調査項目を設定し、調査票を作成する。調査票の内容は委託者と打ち合わせの上決定する。

⑤　受託者は調査票を印刷し、学校ごとに仕分けの上、教育委員会ごとの封筒に収め、県に発送を依頼する。

なお、調査票には、生徒が中学校に提出する際の専用封筒及び中学校が受託者に調査票を送付する際の返信用封筒を同封すること。

⑥　各中学校から返送された調査票をとりまとめ、分析を行う。

＜調査フロー＞

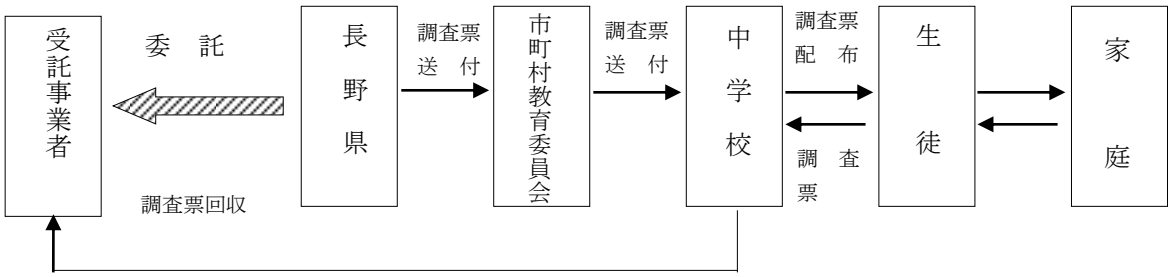

＜調査表の配布及び回収方法＞

県から市町村教育委員会に、管内公立中学校への調査票配布について依頼・送付

→　中学校から調査票を生徒に配布　→　生徒が家庭に持ち帰り、保護者が記入

→　記入された調査票を回収用封筒に入れ、生徒が中学校に提出

→　中学校は生徒から回収した調査票を取りまとめ、返信用封筒にて受託事業者に送付

(2)　分析

平成30年度に実施した長野県商圏調査と概ね同一の調査分析項目とし、県と打ち合わせの上決定する。

ア　長野県の商圏動向

(ｱ)　商圏

(ｲ)　地元滞留率

(ｳ)　吸引人口

(ｴ)　吸引力係数

イ　地域別商圏動向（北信地区・東信地区・中信地区・南信地区）

ウ　県内消費者の県外への流出

エ　無店舗販売の利用

オ　業態別利用店舗

カ　インターネットを利用した買物状況

5　成果品目

(1)　調査票一式

(2)　調査報告書　Ａ４版印刷物　１部　　調査報告書概要版　１部

報告書に用いる文体、フォント、用字及び用語等については、県の指示に従うこと。

(3)　(1)及び(2)の内容及び調査結果の原データを収納した電子媒体

ＣＤ－Ｒ　正副各１枚

ファイル形式は、Microsoft Word 2013とする。図表の場合は、Microsoft Excel 2013、Microsoft PowerPoint2013、BMP形式、GIF形式、JPEG形式とする。

6　委託者への報告

(1)　受託者は、契約締結後、速やかに委託者へ実施計画書（様式任意）を提出する。

(2)　受託者は、一次集計に係る速報結果を、中間報告として令和４年１月31日（月）までに委託者へ提出する。

(3)　受託者は、委託業務完了時に、契約書に定める実績報告書（契約書様式第１号）を、契約終了日までに委託者に提出する。

7　著作権等の取扱い

(1)　本業務により新たに発生した著作権及び産業財産権については、県に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

(2)　納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約書等に係る一切の手続きを行うものとする。

8　事務処理

本業務の実施に当たり、関係官公署その他に対する必要な事務手続きは、委託者の指示により受託者の責任において処理する。

9　その他

(1)　受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

(3)　委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

(4)　完了検査終了後において成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任において補正を行う。